

様式第48（第69条関係）

託送供給約款変更届出書

令和5年12月13日

関東経済産業局長
太田雄彦殿

群馬県館林市新宿一丁目2番1号
館林瓦斯株式会社
取締役社長青山知正

ガス事業法第48条第6項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
実施期日	令和6年1月1日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

変更を必要とする理由書

当社は託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）の料金表を変更するため、ガス事業法第48条第6項に基づき、託送供給約款の変更をいたしたく届け出ます。

① 託送料金の変更のため

（参考）

平均単価および改定率

	平均単価（円/m ³ ）	改定率（%）
変更後	26.88	-13.35%
変更前	31.02	

② 旧約款の附則「4.乖離率に係る暫定的措置」について、暫定的措置期間の終了に伴い削除いたします。

託送供給約款新旧対照表

託送供給約款（旧）	託送供給約款（新）	備 考
<p>附則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>2019年10月11日</u>から実施いたします。</p> <p>4. 乖離率に係る暫定的措置 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（10）③、24においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替えます。</p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>2024年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>4. この約款の実施に伴う切り替え措置 当社は、2023年12月31日以前から継続して供給し、2024年1月1日から2024年1月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この約款に基づき料金を算定するものといたします。</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>追加</p>

託送供給約款（旧）	託送供給約款（新）	備 考								
<p>(別表第4) 料金表</p> <p>〔2部料金〕</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 小口（年間託送供給量が10万立方メートル未満）</p> <p>料金表B 大口（年間託送供給量が10万立方メートル以上）</p> <p>2. 料金表A</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="183 1216 958 1291"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>700.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="183 1342 958 1417"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>62.36円</td> </tr> </table>	1か月及び1個別契約につき	700.00円	1立方メートルにつき	62.36円	<p>(別表第4) 料金表</p> <p>託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の〔2部料金パターン1〕と〔2部料金パターン2〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。〔2部料金パターン2〕は、個別契約で定める契約年間託送量が10万立法メートル以上の場合に選択することができます。</p> <p>〔2部料金パターン1〕</p> <p>1. 適用</p> <p>料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B ガス量が20立方メートルを超え、81立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C ガス量が81立方メートルを超え、204立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表D ガス量が204立方メートルを超え、511立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表E ガス量が511立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金表A</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1162 1216 1960 1291"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>700.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1162 1342 1960 1417"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>62.00円</td> </tr> </table>	1か月及び1個別契約につき	700.00円	1立方メートルにつき	62.00円	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1か月及び1個別契約につき	700.00円									
1立方メートルにつき	62.36円									
1か月及び1個別契約につき	700.00円									
1立方メートルにつき	62.00円									

託送供給約款 (旧)	託送供給約款 (新)	備 考																
<p>3. 料金表B</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="183 300 958 373"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>10,000.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="183 424 958 497"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>26.23円</td> </tr> </table>	1 か月及び1 個別契約につき	10,000.00円	1 立方メートルにつき	26.23円	<p>3. 料金表B</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1160 300 1957 373"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>721.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1160 424 1957 497"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>61.00円</td> </tr> </table> <p>4. 料金表C</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1160 641 1957 715"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>967.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1160 766 1957 839"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>58.00円</td> </tr> </table> <p>5. 料金表D</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1160 983 1957 1056"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>4,657.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1160 1107 1957 1181"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>40.00円</td> </tr> </table>	1 か月及び1 個別契約につき	721.00円	1 立方メートルにつき	61.00円	1 か月及び1 個別契約につき	967.00円	1 立方メートルにつき	58.00円	1 か月及び1 個別契約につき	4,657.00円	1 立方メートルにつき	40.00円	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
1 か月及び1 個別契約につき	10,000.00円																	
1 立方メートルにつき	26.23円																	
1 か月及び1 個別契約につき	721.00円																	
1 立方メートルにつき	61.00円																	
1 か月及び1 個別契約につき	967.00円																	
1 立方メートルにつき	58.00円																	
1 か月及び1 個別契約につき	4,657.00円																	
1 立方メートルにつき	40.00円																	

託送供給約款 (旧)	託送供給約款 (新)	備 考										
	<p>6. 料金表E</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1162 300 1957 373"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>8, 2 4 1. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1162 424 1957 497"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>3 3. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>[2 部料金パターン 2]</p> <p>7. 適用</p> <p>以下の料金表から、いずれか1つ選択していただきます。</p> <p>8. 料金表F</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1162 836 1957 909"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>1 0, 0 0 0. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1162 960 1957 1034"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>2 6. 0 3 円</td> </tr> </table> <p>(3) 低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</p> <p>3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <table border="1" data-bbox="1162 1228 1957 1302"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>1. 0 0 円</td> </tr> </table>	1 か月及び1 個別契約につき	8, 2 4 1. 0 0 円	1 立方メートルにつき	3 3. 0 0 円	1 か月及び1 個別契約につき	1 0, 0 0 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	2 6. 0 3 円	1 立方メートルにつき	1. 0 0 円	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
1 か月及び1 個別契約につき	8, 2 4 1. 0 0 円											
1 立方メートルにつき	3 3. 0 0 円											
1 か月及び1 個別契約につき	1 0, 0 0 0. 0 0 円											
1 立方メートルにつき	2 6. 0 3 円											
1 立方メートルにつき	1. 0 0 円											

託送供給約款（旧）	託送供給約款（新）	備 考												
	<p>9. 料金表G</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1162 300 1957 373"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>3 3, 0 0 0. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1162 424 1957 497"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>2 5. 2 5 円</td> </tr> </table> <p>(3) 低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</p> <p>3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <table border="1" data-bbox="1162 692 1957 766"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>1. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>10. 料金表H</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1162 912 1957 986"> <tr> <td>1 か月及び1 個別契約につき</td> <td>1 9 1, 0 0 0. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1162 1037 1957 1110"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>2 2. 9 8 円</td> </tr> </table> <p>(3) 低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</p> <p>3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <table border="1" data-bbox="1162 1305 1957 1378"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>1. 0 0 円</td> </tr> </table>	1 か月及び1 個別契約につき	3 3, 0 0 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	2 5. 2 5 円	1 立方メートルにつき	1. 0 0 円	1 か月及び1 個別契約につき	1 9 1, 0 0 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	2 2. 9 8 円	1 立方メートルにつき	1. 0 0 円	<p>追加</p> <p>追加</p>
1 か月及び1 個別契約につき	3 3, 0 0 0. 0 0 円													
1 立方メートルにつき	2 5. 2 5 円													
1 立方メートルにつき	1. 0 0 円													
1 か月及び1 個別契約につき	1 9 1, 0 0 0. 0 0 円													
1 立方メートルにつき	2 2. 9 8 円													
1 立方メートルにつき	1. 0 0 円													

託送供給約款（旧）	託送供給約款（新）	備 考						
	<p>11. 料金表 I</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1162 300 1957 375"> <tr> <td>1 か月及び 1 個別契約につき</td> <td>1, 2 5 7, 0 0 0. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1162 424 1957 499"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>2 0. 0 0 円</td> </tr> </table> <p>(3) 低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</p> <p>3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <table border="1" data-bbox="1162 692 1957 767"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>1. 0 0 円</td> </tr> </table>	1 か月及び 1 個別契約につき	1, 2 5 7, 0 0 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	2 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	1. 0 0 円	追加
1 か月及び 1 個別契約につき	1, 2 5 7, 0 0 0. 0 0 円							
1 立方メートルにつき	2 0. 0 0 円							
1 立方メートルにつき	1. 0 0 円							

様式第1（第3条関係）
第1表

ガス需要計画

(単位：千m³)

	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	原価算定期間計	備考
需要量	35,723	35,248	36,638	37,312	37,532	111,482	(45MJ)

- (注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

設備投資計画

(単位：百万円)

	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	原価算定期間計	備考
土地						0	
建物						0	
供給設備	ガスホルダー					0	
	その他機械装置	27	13			0	
	主要導管					0	
	本支管（主要導管以外）	100	354	424	133	148	705
	供給管	18	14	14	14	14	42
	その他	13					0
計	158	381	438	147	162	747	
業務設備						0	
合計	158	381	438	147	162	747	
工事負担金等（合計の内訳）							

- (注) 消費税額を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。

様式第2（第4条及び第5条関係）
第1表

営業費等算定総括表

（原価算定期間：令和6年1月～令和8年12月）

（単位：千円）

項 目		金 額	備 考
労 務 費	役員給与	206,124	
	給料	199,223	
	雑給	2,254	
	賞与手当	83,430	
	法定福利費	39,641	
	厚生福利費	27,394	
	退職手当	5,765	
	計	563,831	
諸 経 費	修繕費	8,671	
	電力料	5,319	
	水道料	543	
	使用ガス費	3,543	
	消耗品費	44,802	
	運賃	15	
	旅費交通費	3,408	
	通信費	13,198	
	保険料	4,969	
	賃借料	2,256	
	委託作業費	37,312	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税 （法人税割）を除く。）	31,872	
	試験研究費	0	
	教育費	1,919	
	需要開発費	3,290	
	たな卸減耗費	744	
	固定資産除却費	1,857	
	貸倒償却	0	
	雑費	<0> <2,649> 12,050	寄付金に係る費用 団体費に係る費用
	需給調整費	0	
バイオガス調達費	0		
需要調査・開拓費	0		
事業者間精算費	1,596,240		
	計	1,772,008	
減価償却費		714,924	
営業外費用		0	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		14,778	
合 計		3,065,541	

- （注） 1. 雑費の上段< >には寄付金に係る費用を、下段< >には団体費に係る費用を内数として記載すること。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること。
3. 該当事項がない欄には記載することを要しない。

様式第3（第6条関係）

第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：令和6年1月～令和8年12月）

（単位：千円）

		金額	備考
レ ー ト ベ ー ス	固定資産投資額	2,825,620	
	運転資本	399,990	
	繰延資産残高	0	
	計	3,225,610	
事業報酬率	2.89%		
事業報酬額	93,220		

- （注）
- 届出による変更の場合であって、当該一般ガス導管事業者の他人資本報酬率を使用するときは、その旨を備考欄に記載し、括弧内にその率を記載すること。
 - 第19条第2項において準用する第6条の規定により財務体質強化原資を設けるときは、該当する欄を事業報酬率の欄の下に設け、事業報酬額の欄には、財務体質強化原資の額を加えた額を記載し、これを除いた額を括弧内に記載すること。
 - 別表第1第2表（注）2.の方式により事業報酬額を設定するときは、備考欄に当該導管に係る金額及びその算定に用いた事業報酬率を記載すること。

様式第4（第7条関係）

第1表

控除項目算定総括表

（原価算定期間：令和6年1月～令和8年12月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	0	
事業者間精算収益	162,077	
合 計	162,077	

- （注）1．備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2．該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

様式第5（第8条から第12条まで関係）
第1表

原価等整理表

(単位：千円)

項 目		供給販売費	一般管理費	その他項目	合計
営 業 費	労務費	役員給与		206,124	206,124
		給料	134,058	65,165	199,223
		雑給	2,254	0	2,254
		賞与手当	56,447	26,983	83,430
		法定福利費	24,673	14,968	39,641
		厚生福利費	8,971	18,423	27,394
		退職手当	3,330	2,435	5,765
		計	229,733	334,098	563,831
	諸経費	修繕費	8,671		8,671
		電力料		5,319	5,319
		水道料		543	543
		使用ガス費		3,543	3,543
		消耗品費	38,841	5,961	44,802
		運賃	15		15
		旅費交通費	390	3,018	3,408
		通信費	1,086	12,112	13,198
		保険料	1,727	3,242	4,969
		賃借料	2,079	177	2,256
		委託作業費	16,158	21,154	37,312
		租税課金	31,872		31,872
		試験研究費			0
		教育費	598	1,321	1,919
		需要開発費	3,290		3,290
		たな卸減耗費	744		744
		固定資産除却費	1,857		1,857
		貸倒償却			0
		雑費	1,052	10,998	12,050
		需給調整費			0
バイオガス調達費			0		
需要調査・開拓費			0		
事業者間精算費	1,596,240		1,596,240		
計	1,704,620	67,388	1,772,008		
減価償却費	714,924		714,924		
営業外費用			0		
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）			14,778		
事業報酬			93,220		
小 計 (A)	2,649,277	401,486	107,998		
控 除 項 目	営業雑益			0	
	雑収入			0	
	事業者間精算収益			162,077	
計 (B)			162,077		
合計（原価等）(C)=(A)-(B)					
				2,996,684	

- (注) 1. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ）。
2. 中小事業者は、供給販売費と一般管理費とを合わせて記載することができる（以下この様式において同じ）。

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		20,710
供給需要原価	高压導管原価	0
	中压導管原価	1,262,765
	中压A導管原価	1,262,765
	中压B導管原価	0
	低压導管原価	1,146,347
計		2,409,112
需要家原価	供給管原価	347,152
	メーター原価	52,372
	検針原価	60,781
	内管保安原価	106,557
計		566,862
託送供給特定原価		0
合計(原価等)		2,996,684

(注) 記入に当たっては各一般ガス導管事業者の原価項目に合わせて、欄を加えて記載することができる(以下この様式において同じ。)

第2表補足

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

	供給販売費			一般管理費			その他項目					
	労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・地方 法人税・住民税	控除項目		
										営業雑益	雑収入	事業者間精算収益
ホルダー原価	3.63	0.01	0.01	3.63	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
供給 需要 原価	高压導管原価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中压導管原価	13.31	48.82	48.82	13.31	48.82	48.82	48.82	48.82	48.82	48.82	48.82
	中压A導管原価	13.31	48.82	48.82	13.31	48.82	48.82	48.82	48.82	48.82	48.82	48.82
	中压B導管原価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	低压導管原価	30.59	40.03	40.03	30.59	40.03	40.03	40.03	40.03	40.03	40.03	40.03
計	43.9	88.85	88.85	43.9	88.85	88.85	88.85	88.85	88.85	88.85	88.85	
需要 家 原価	供給管原価	18.81	9.91	9.91	18.81	9.91	9.91	9.91	9.91	9.91	9.91	9.91
	メーター原価	5.06	0.98	0.98	5.06	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
	検針原価	10.78	0	0	10.78	0	0	0	0	0	0	0
	内管保安原価	17.82	0.25	0.25	17.82	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
計	52.47	11.14	11.14	52.47	11.14	11.14	11.14	11.14	11.14	11.14	11.14	
託送供給特定原価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(原価等)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

(注) 1. 機能別原価に配分した比率を記載すること(以下この様式において同じ。)
2. 配分率は、小数点以下第3位を四捨五入し記載すること(以下この様式において同じ。)

様式第6（第14条関係）

第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千 m^3)	平均単価 (a / b) (円 / m^3)	想定料金収入 (千円)
2,996,684	111,482	26.88	2,996,650

様式第8（第18条及び第19条関係）

第2表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原価算定期間：令和6年1月～令和8年12月）

（単位：千円）

	金額
届出託送供給約款料金原価等 （財務体質強化原資）	2,996,684 ()
託送供給約款の変更前料金収入	3,457,656
託送供給約款料金引下げ原資	460,972
需要量（千 m^3 ）	111,482